

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月二十八日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「人事評価に関する書類等は」の下に「評価期間が含まれる年度の翌年度の四月一日から起算して五年間」を加える。

附則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。